

令和5年10月31日  
四国電力送配電株式会社

## 託送供給等約款の認可について

当社は、本年9月25日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に託送供給等約款の変更に係る認可申請を行いました。

経済産業省の審査を経て、本日、経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

なお、今回認可された託送供給等約款の実施時期は、令和5年12月27日となります。

- ・参考資料

[託送供給等約款の認可申請について（令和5年9月25日 お知らせ済み）](#)

以 上

令和5年9月25日  
四国電力送配電株式会社

## 託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項<sup>※1</sup>の規定にもとづき、「託送供給等約款<sup>※2</sup>」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の申請では、国の審議会における議論等を踏まえ、以下の内容について見直しを行います。

### 1. 主な変更内容

- ・再給電方式（一定の順序）の導入

国の審議会<sup>※3</sup>において、平常時の系統混雑を解消するため、調整電源以外の電源も含め一定の順序により出力制御を行う再給電方式（一定の順序）を令和5年12月末までに導入する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

### 2. 託送供給等約款 実施日

令和5年12月27日を予定しています。

### 3. 添付資料

- ・別紙「託送供給等約款」の見直し内容【再給電方式（一定の順序）の概要】
- ・託送供給等約款変更認可申請書

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

※3：第41・46回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和4年4月26日・令和4年11月15日開催）

以上

## 「託送供給等約款」の見直し内容【再給電方式（一定の順序）の概要】

再給電方式（一定の順序）とは、平常時の系統混雑を解消するため、調整電源以外の電源も含め一定の順序により出力制御を行う方式であり、令和5年12月28日（発電計画等〔翌日計画〕の12月27日提出分）より開始いたします。

従来は、空き容量がない系統に新たに電源を接続する際は、系統混雑が発生しないよう事前に系統増強工事を実施していました。その後ノンファーム型接続が導入され、新規に電源を接続する際には系統増強工事を必要としないものの、基幹系統の混雑発生時にはノンファーム電源に対して出力制御を実施することとしておりました。

これに替えて、令和4年12月21日からは基幹系統の混雑解消のため、再給電方式（調整電源の活用）として調整電源を出力制御する方式を開始しており、さらに今回、再給電方式（一定の順序）として、調整電源以外の電源も含め一定の順序により出力制御する方式を開始することといたします。

再給電方式（一定の順序）についての詳細は[令和4年7月29日お知らせの内容](#)をご覧ください。

従来	2021年1月～	2022年12月～（調整電源の活用） 2023年12月～（一定の順序）
<p>【設備増強】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規電源は系統増強により混雑が解消されるまで接続できない</li> </ul>	<p>【ノンファーム電源の出力制御】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規電源はノンファーム電源として接続</li> <li>混雑発生時は、ノンファーム電源を一律で出力制御し混雑解消</li> </ul>	<p>【再給電方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規電源はノンファーム電源として接続</li> <li>混雑発生時は、S+3E等を考慮した上でメリットオーダーに従い出力制御する再給電方式で混雑解消</li> </ul>
<p>系統増強されるまで接続できない</p>	<p>ノンファーム電源として接続</p>	<p>ノンファーム電源として接続</p>

以上